

## 令和元年度財務省政策評価(案)の概要

- 1. 財務省の「政策の目標」の体系図（令和元年度版） . . . . . 1
- 2. 平成30年度及び令和元年度における目標ごとの評価結果 . . . . . 2
- 3. 平成30年度及び令和元年度における評価ごとの集計結果 . . . . . 5
- 4. 令和元年度の評価が前年度の評価より低くなった政策目標の評価理由及び政策への反映 . . . . . 6
- 5. 令和元年度の評価が前年度の評価より高くなった総合目標及び政策目標の評価理由 . . . . . 11

# 財務省の「政策の目標」の体系図（令和元年度版）

## 財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

## 政策の目標

### 財政 (総合目標 1)

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。[A]

### 税制 (総合目標 2)

財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税や資産課税について、働き方改革や人生100年時代を見据え、再分配機能の向上や働き方の多様化への対応、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧に検討をするなど取組を進める。そうした取組により、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。[A]

### 財務管理 (総合目標 3)

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。[A]

### 通貨・金融システム (総合目標 4)

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。[A]

### 世界経済 (総合目標 5)

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。[A]

### 財政・経済運営 (総合目標 6)

総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。[A]

### 健全な財政の確保 (政策目標 1)

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進[A]
- 1-2 必要な歳入の確保[A]
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保[A]
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示[S]
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行[A]
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営[S]

### 適正かつ公平な課税の実現 (政策目標 2)

- 2-1 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実[S]
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

### 国の資産・負債の適正な管理 (政策目標 3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制[S]
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実[S]
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実[S]
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理[S]

### 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 (政策目標 4)

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止[S]
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理[S]

### 貿易の秩序維持と健全な発展 (政策目標 5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等[S]
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進[S]
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上[A]

### 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 (政策目標 6)

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保[A]
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進[S]
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進[S]

### 財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保[A]
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営[S]
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理[S]
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保[S]
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保[S]

政策の基本目標 (総合目標)

各政策分野の目標 (政策目標)

## 2. 平成30年度及び令和元年度における目標ごとの評定結果

【総合目標】		評 定	
		平成30年度	令和元年度
1 (財政)	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	A	A
2 (税制)	財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税や資産課税について、働き方改革や人生100年時代を見据え、再分配機能の向上や働き方の多様化への対応、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧に検討をするなど取組を進める。そうした取組により、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。	A	A
3 (財務管理)	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。	A	A
4 (通貨・金融システム)	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	A	A
5 (世界経済)	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	A	A
6 (財政・経済運営)	総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	A	A

評定は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

【政策目標】		評 定	
		平成30年度	令和元年度
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	S	A
1-2	必要な歳入の確保	S	A
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	S	A
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	S	S
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	S	A
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	S	S
2-1	経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	A	S
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	S	S
3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	S	S
3-3	庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	A	S
3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	A	S
4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	A	S
4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	S	S
5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	S	S
5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	A	S

評定は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	A	A
6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	S	A
6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	S	S
6-3	日本企業の海外展開支援の推進	S	S
7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	A	A
8-1	地震再保険事業の健全な運営	A	S
9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	S	S
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	S	S
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	S	S

評定は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

### 3. 平成30年度及び令和元年度における評価ごとの集計結果

各府省共通の 評価区分		総合目標		政策目標		合 計	
		30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
S+	目標超過達成	0	0	0	0	0	0
S	目標達成	0	0	16	17	16	17
A	相当程度進展あり	6	6	8	7	14	13
B	進展が大きくない	0	0	0	0	0	0
C	目標に向かっていない	0	0	0	0	0	0
合 計		6	6	24	24	30	30



#### 4. 令和元年度の評定が前年度の評定より低くなった政策目標の評定理由及び政策への反映

政策目標	評定		評定の理由等	評価結果の政策への反映
	30年度	元年度		
政策目標 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	S 目標達成	A 相当程度進展あり	<p>令和2年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」における「新経済・財政再生計画」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるなど、歳出改革の取組を継続する一方で、全世代型社会保障制度の構築に向け、消費税増収分を活用し幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化を着実に実施するほか、勤務医の働き方改革の推進をはじめ、社会保障の充実を行うなど、現下の重要課題に的確に対応することとしています。</p> <p>また、防衛装備品の取得について、原価の精査、仕様の見直し等の装備調達最適化や、費用対効果の低いプロジェクトの見直し等を徹底することにより、効率化・合理化を実現するなど、予算の質的改善を推進しています。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、同年4月20日変更。）等を受けて、令和2年度においては補正予算による対応などを講じているところであり、今後も、引き続き経済や国民生活への影響を注意深く見極めるとともに、必要に応じて、時機を逸することなく対応するとされており、今後の新型コロナウイルス感染症の財政への影響を注視する必要があります。</p> <p>予算編成プロセスを透明化・可視化し、財政の状況について国民各層の理解を得られるよう、我が国の財政について積極的に広報活動を行っています。</p> <p>また、各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和元年10月9日及び同年10月30日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにしました。</p> <p>以上のとおり、施策「政1-1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組」の評定は「a 相当程度進展あり」、施策「政1-1-2 財政に関する広報活動」の評定は「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、「A 相当程度進展あり」としました。</p>	<p>重点的な予算配分を通じ財政の効率化・質的改善を図るとともに予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用に努めます。</p> <p>上記に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「緊急経済対策」等を受けて、補正予算による対応などを講じているところです。</p> <p>広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やウェブサイト等の多様な媒体によって、引き続き積極的に行います。</p> <p>また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等及び予算編成支援システムの運用に必要な経費の確保に努めます。</p>

#### 4. 令和元年度の評定が前年度の評定より低くなった政策目標の評定理由及び政策への反映

政策目標	評定		評定の理由等	評価結果の政策への反映
	30年度	元年度		
政策目標 1-2 必要な歳入の確保	S 目標達成	A 相当程度進展あり	<p>令和2年度予算編成において、税収については、政府経済見通しや、直近の課税実績、企業収益の見通しなど、予算編成時に利用可能なデータや経済指標等を最大限活用して適切に見積りを行いました。また、できる限りの税外収入の確保にも努めました。さらに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示し、引き続き国民への説明責任を果たすことに努めました。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、同年4月20日変更。）等を受けて、令和2年度においては補正予算による対応などを講じているところであり、今後も、「緊急経済対策」において、引き続き経済や国民生活への影響を注意深く見極めるとともに、必要に応じて、時機を逸することなく対応するとされており、今後の新型コロナウイルス感染症の税収等への影響を注視する必要があります。</p> <p>以上のとおり、施策「政1-2-1 必要な歳入の確保等」の評定が「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評定は、「A 相当程度進展あり」としました。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「緊急経済対策」等を受けて、補正予算による対応などを講じているところですが、今後も、新型コロナウイルス感染症の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する説明責任の向上に努めていきます。</p>



#### 4. 令和元年度の評定が前年度の評定より低くなった政策目標の評定理由及び政策への反映

政策目標	評定		評定の理由等	評価結果の政策への反映
	30年度	元年度		
政策目標 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	S 目標達成	A 相当程度進展あり	<p>各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにし、情報開示の状況を定期的に確認することで、予算執行の透明性の確保に努めました。</p> <p>予算の執行に当たっては、法令の定めにより、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めるとともに、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の全面的な簡素化等を行いました。</p> <p>令和元年度予算執行調査においては、調査の質の向上等を図り、着実に調査を実施するとともに、調査結果については調査終了後、その反映状況についても予算の決定後、速やかに公表を行い、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう努めました。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により調査の進捗が遅れている令和2年度予算執行調査の進捗状況を注視する必要があります。</p> <p>各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するため、文書による要請や各種会議・研修を実施するとともに、各省各庁が平成30年度に締結した契約に関する統計を取りまとめて公表を行い、契約の透明性を高めるよう努めました。</p> <p>以上のとおり、施策「政1-3-1 予算執行に関する情報開示の充実」、施策「政1-3-2 円滑かつ効率的な予算執行の確保」及び施策「政1-3-4 各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等」の評定は「s 目標達成」、施策「政1-3-3 予算執行調査の実施」の評定は「a 相当程度進展あり」であるため、「A 相当程度進展あり」としました。</p>	<p>法令や予算との整合性等に留意し、円滑かつ効率的な予算執行の確保に努めます。</p> <p>予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、様々な視点から、より深度のある予算執行調査を実施するとともに、予算執行に関する情報開示の充実、各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修の効果的な実施及び随意契約の適正化に引き続き努めます。</p> <p>また、予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保を図るため、予算執行状況について調査の着実な実施等に取り組むために必要な経費の確保に努めます。</p> <p>上記に加え、令和2年度予算執行調査の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、調査の開始時期や回答期限の調整・延期、調査内容や実施方法の見直しなど、調査対象先の事情等を十分勘案しながら弾力的に対応していくこととしています。</p>

#### 4. 令和元年度の評定が前年度の評定より低くなった政策目標の評定理由及び政策への反映

政策目標	評定		評定の理由等	評価結果の政策への反映
	30年度	元年度		
政策目標 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	S 目標達成	A 相当程度進展あり	<p>「令和2年度地方財政計画」において、総務省との調整の結果、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準を確保するなど、「経済財政運営と改革の基本方針2018」に沿って適切に事務を遂行しています。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染症の財政への影響を注視する必要があることに留意が必要です。</p> <p>以上のとおり、施策「政1-5-1 地方の歳入面・歳出面の改革」の評定が「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評定は、「A 相当程度進展あり」としました。</p>	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の改革や、地方交付税の制度改革等の諸課題について総務省と調整を行っていきます。

#### 4. 令和元年度の評定が前年度の評定より低くなった政策目標の評定理由及び政策への反映

政策目標	評定		評定の理由等	評価結果の政策への反映
	30年度	元年度		
<p>政策目標6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保</p>	S 目標達成	A 相当程度進展あり	<p>測定指標「政6-1-2-A-1：IMFによるサーベイランスの実施状況（経済の健全性の調査の実施回数）」について、令和元年度においては、多国間サーベイランスの実施回数は目標値を達成しました。</p> <p>一方、二国間サーベイランスについては、平均概ね1年間隔で実施しているところ、実際の実施間隔は、対象国等の国内情勢や負担等を考慮し、1年以上となる場合もあり、結果として令和元年度の実施回数は目標値の「124」を下回る「119」となりました。そのため、二国間サーベイランスの目標の達成度については「×」と判定し、施策「政6-1-2 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画」の評定は「a 相当程度進展あり」としました。</p> <p>一方で、外国為替市場の安定、G20議長国としての貢献等を通じた世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化、資金洗浄・テロ資金供与対策等については、具体的な実績・成果があったため、施策「政6-1-1 外国為替市場の安定」、施策「政6-1-3 アジアにおける地域金融協力の推進」、施策「政6-1-4 テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応」の評定は「s 目標達成」としています。</p> <p>以上から、当該政策目標は評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>	<p>今後とも、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。</p> <p>世界経済の持続的発展等を目的として、国際的な枠組において積極的に貢献します。</p> <p>国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響に留意しつつ、IMFのサーベイランスの実施を含め、引き続きIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献し、国際金融システムの安定の実現に取り組みます。</p> <p>ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進していきます。また、ASEAN諸国とより率直かつ密接な意見交換を行っていきます。</p> <p>各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の実効性の確保、FATF勧告の実施に向けた更なる取組の推進、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。併せて、外国為替検査を適切に実施していきます。対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用していきます。</p> <p>また、令和元年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。</p>

## 5. 令和元年度の評定が前年度の評定より高くなった総合目標及び政策目標の評定理由

政策目標	30年度		元年度	
	評定	評定の理由等	評定	評定の理由等
政策目標2-1 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	A 相当程度進展あり	<p>測定指標「財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ）」について、平成29年度の実績値を踏まえ、平成30年度においては目標値を「80%」に設定したところ、従来の目標値である「70%」は超えたものの、平成30年度の実績値が「72.1%」であり、目標値を達成できなかったことから達成度を「×」と判定し、施策「政2-1-2 税制についての広報の充実」については「a 相当程度進展あり」と評定しました。</p> <p>以上から、当該政策目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>	S 目標達成	<p>令和元年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、税制に関する広報にも積極的に取り組みました。</p> <p>令和2年度税制改正において、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や連結納税制度の抜本的な見直しを行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制の実現やNISA（少額投資非課税）制度の見直しなどを行うこととし、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和2年3月27日に成立しました。</p> <p>施策2-1-1、2-1-2の評定は「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、「S 目標達成」としました。</p>

## 5. 令和元年度の評価が前年度の評価より高くなった総合目標及び政策目標の評価理由

政策目標	30年度		元年度	
	評価	評価の理由等	評価	評価の理由等
政策目標3-3 庁舎及び宿舎 を含む国有財産 の適正な管理・ 処分及び有効活 用と情報提供の 充実	A 相当程 度進展 あり	<p>学校法人森友学園に対する国有地の売却等事案について、国会での指摘や会計検査院の検査結果を踏まえ、公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続きに関して、関係する通達を改正するなど手続きを明確化しました。</p> <p>これに基づき、普通財産の管理処分業務を行うことにより、適正性の向上に取り組むとともに、公文書管理においても電子決裁を徹底するなど、一層適切な管理を行うよう取り組みました。</p> <p>他方で、施策3-3-1～3-3-4、3-3-6の5つの施策については「s 目標達成」であるものの、コンプライアンスの確保などの取組を財務省全体で進めている最中であることから、施策3-3-5の評価については「a 相当程度進展あり」としているため、当該政策目標の評価は、「A 相当程度進展あり」としました。</p>	S 目標 達成	<p>未利用国有地の適正な管理・処分に関し、学校法人森友学園への国有地の売却等事案を踏まえ、国有財産の管理処分手続きの明確化を図るとともに公文書管理や電子決裁を徹底するなど、法令等に基づいて国有財産の適正な管理・処分を行いました。</p> <p>また、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、留保財産として決定しました。</p> <p>すべての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、「S 目標達成」としました。</p> <p>なお、コンプライアンスの確保などの取組についても財務省全体で進めました。</p>

## 5. 令和元年度の評定が前年度の評定より高くなった総合目標及び政策目標の評定理由

政策目標	30年度		元年度	
	評定	評定の理由等	評定	評定の理由等
政策目標3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理	A 相当程度進展あり	<p>                             施策「政3-4-2 国庫金の出納事務の正確性の確保」に関する主要な測定指標「一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果」については、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかを検証するため、目標値として、日本銀行による出納結果を記帳した「国庫原簿」と各府省庁等の予算執行の結果である「一般会計歳入歳出主計簿」との金額の差異を「0」と設定したところ、平成30年度の突合結果として両者の金額の差異を確認しました。                         </p> <p>                             平成30年度（平成29年度分）において両者の金額の差異が発生している理由は、一省庁の平成30年度分の歳入として受けるべき6,243円について、当該省庁の日本銀行に対する誤指示により、平成29年度分の歳入として誤納され、その後、当該省庁が一般会計歳入歳出主計簿に係る訂正処理を行ったものの、国庫原簿に係る訂正処理の指示を出納期間内に日本銀行に行わなかったことによるものですが、法令に則り、すえ置整理を行った結果、外観上発生したものです。                         </p> <p>                             財務省では、国庫原簿と歳入歳出主計簿が一致しない場合、その原因を特定した上で、日本銀行が指図どおりに正確な出納事務を行っていたかどうかの検証を行います。当該省庁の誤納は、日本銀行では、当該省庁からの訂正処理の指示がない限り認識できないものであり、日本銀行の国庫金の出納事務は、各府省庁等の指示どおり正確に行われ、財務省においても適切に対応しておりました。今回発生した金額の差異は僅差ですが、結果として目標値は達成していないことから、達成度は「△」としました。                         </p> <p>                             以上から、施策政3-4-2の評定については「a 相当程度進展あり」とし、当該政策目標の評定は「A 相当程度進展あり」としました。                         </p>	S 目標達成	<p>                             国庫金の効率的かつ正確な管理のため、国庫内に生じた余裕資金を有効活用し、また、国庫原簿と一般会計歳入歳出主計簿の金額が一致することを確認しました。さらに、国庫収支に関する情報について、定期的な作成資料を予定通り公表しました。                         </p> <p>                             全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、「S 目標達成」としました。                         </p>



## 5. 令和元年度の評価が前年度の評価より高くなった総合目標及び政策目標の評価理由

政策目標	30年度		元年度	
	評価	評価の理由等	評価	評価の理由等
政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	A 相当程度進展あり	<p>施策「政4-1-3 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行」に関する主要な測定指標「記念貨幣の適切な発行」については、明治150年記念貨幣、天皇陛下御在位30年記念貨幣及びラグビーワールドカップ2019日本大会記念貨幣の発行が閣議決定されたことを踏まえ、政令改正により発行する貨幣の図柄や発行枚数を定める等、所要の手続きを経て、関係機関との連携の下、同記念貨幣を適切に発行しました。なお、明治150年記念貨幣については、造幣局の販売過程において追加発行が必要な事態が生じたため、速やかに政令改正を実施し、追加発行を行うとともに、造幣局に対し、再発防止策を講じるよう要請しました。</p> <p>また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣について、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣に関する会合」を踏まえ、一連のシリーズとして大会開催までに4回に分けて37種類を発行することとしており、その第一次発行分に関し、関係機関との連携の下、当該記念貨幣を適切に発行しました。また、第二次発行分に関し、図柄等を定める政令改正を行い、所要の準備を進めました。</p> <p>以上から、測定指標の達成度を「○」としたものの、当該施策の評価は追加的に対応すべき事態が生じたことを受けて「a 相当程度進展あり」とし、当該政策目標の評価は「A 相当程度進展あり」としました。</p>	S 目標達成	<p>通貨の円滑な供給及び偽造・変造防止のため、所要の通貨を確実に供給できるよう通貨の流通状況等を勘案した製造計画を策定するとともに、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進めました。また、記念貨幣の着実な発行及び貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理を行ったほか、通貨への関心向上のため適切な情報提供に努めました。</p> <p>全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、「S 目標達成」としました。</p>

## 5. 令和元年度の評定が前年度の評定より高くなった総合目標及び政策目標の評定理由

政策目標	30年度		元年度	
	評定	評定の理由等	評定	評定の理由等
政策目標5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	A 相当程度進展あり	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。主要な測定指標「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」について、年度内に実質合意が2か国あったものの、平成30年度末時点の実績値に着目した場合、形式的には前年度より増加していないため、達成度を「×」としたことから、施策「政5-2-2 税関分野における貿易円滑化の推進」の評定については「b 進展が大きくない」としました。しかしながら、財務省は多角的自由貿易体制の維持、強化を推進する観点から、WTO改革に関する議論に積極的に参画・貢献しました。また、経済連携の推進については、TPP11協定（CPTPP）や日EU・EPAの発効に際し、その円滑な実施を図る観点から、関係事業者向け説明会を積極的に開催する等の取り組みを行いました。RCEPについては、平成30年度には税関手続・貿易円滑化章を含む5つの章の交渉が実質的に妥結した他、平成30年11月の首脳会議において、2019年に妥結する決意が表明されています。</p> <p>貿易円滑化の推進については、上記のとおり税関相互支援協定について、平成30年度中に2か国との実質合意に至った他、WCOにおいて財務省は改正京都規約の見直しの検討において重要な役割を果たす等、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に向け大きく前進していることから、当該政策目標は評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>	S 目標達成	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。</p> <p>施策5-2-1の評定は「s 目標達成」、施策5-2-2の評定も「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、「S 目標達成」としました。</p>

## 5. 令和元年度の評定が前年度の評定より高くなった総合目標及び政策目標の評定理由

政策目標	30年度		元年度	
	評定	評定の理由等	評定	評定の理由等
政策目標 8-1 地震再保険事業の健全な運営	A 相当程度進展あり	<p>測定指標「地震保険検査先数の推移」については、平成30年度は比較的規模の大きな地震やその他の自然災害が頻発したことで、保険会社の保険金支払いへの対応が増加したことから、財務省としては保険金支払いを優先させ、検査を延期する措置をとりました。</p> <p>その結果、平成30年度中に地震保険検査を実施できなかった検査先があり、実績値が目標値を下回りましたが、実績値と目標値が僅差であると考えられることから、達成度を「△」と判定し、施策「政8-1-3 地震保険検査の実施」については「a 相当程度進展あり」と評定しました。</p> <p>以上から、当該政策目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>	S 目標達成	<p>施策8-1-1について、迅速・確実な再保険金の支払を行うとともに、「南海トラフ地震臨時情報」の提供開始といった地震保険制度を取り巻く環境の変化への対応や地震保険制度の更なる強靱性向上に向けて、地震保険制度等研究会を開催し、検討を行いました。近年の地震災害により民間危険準備金残高が減少し、民間の負担力が低下している状況に対しては、本研究会での議論のとりまとめを踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る方策について、令和2年度予算としてとりまとめ、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。</p> <p>また、施策8-1-2については、財務省ウェブサイトの活用や、財務局を通じた地方における広報等といった地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。</p> <p>なお、施策8-1-3の地震保険検査実施先数については、実績値が目標値を下回りましたが、これは、国内における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、接触機会の低減を図る必要があったこと、また新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国内・海外旅行保険の保険金支払、保険解約の問い合わせ等が多く発生し、保険会社による検査対応が困難となったことから、やむを得ず検査を延期する措置をとったことによるものです。</p> <p>全ての施策について評定が「s 目標達成」であるため、政策目標の評定を「S 目標達成」としました。</p>